

福岡市

休業する飲食店等への家賃支援

福岡県からの休業要請に協力し、店内での飲食営業を休業した飲食店等を対象に、家賃支援金を支給します。

申請にあたってご不明な点等ありましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

休業の対象期間

【8月分】 令和3年8月20日(金)～同年9月12日(日)まで

【9月分】 令和3年8月20日(金)～同年9月30日(木)まで

申請先と対象期間については以下の表をご確認ください。

赤枠の条件に該当する場合は福岡市家賃支援の対象事業者です。

要請期間	8/2～8/19	8/20～9/12	9/13～9/30	8月分 家賃申請先	9月分 家賃申請先
県協力金	10期	11期	12期		
家賃対象月	8月分・9月分		9月分		
1	休業 時短	休業	休業	福岡市	福岡市
2	休業 時短	休業	時短	福岡市	福岡県
3	休業 時短	時短	休業	福岡県	福岡県

※新規開店店舗は、原則、要請以前に開店している店舗を対象

支給額

店舗賃料等の1カ月分の最大8割、50万円を上限 (8・9月分それぞれ)

※ただし、福岡県感染拡大防止協力金を含め、売上(前年度または前々年度の実績月)を超えない範囲の額

申請期間

【8月分】 令和3年9月13日(月)～同年11月30日(火)まで

【9月分】 令和3年10月1日(金)～同年11月30日(火)まで

申請方法

- オンライン申請の場合：専用サイトにアクセスし、申請ください。
<https://fukuokacity-yachinshien.jp/>
- 郵送申請の場合：必要書類を下記宛に、郵送ください。
〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル3階
福岡市家賃支援事務局



問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)

福岡市家賃支援事務局

電話番号：092-687-5193

受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日を含む)

申請にあたってご不明な点等ありましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。